

企画提案競技評価票

資料3-2

評価項目・評価の視点・配点	評価点	係数	配点	得点 (評価点 ×係数)
評価の視点				
1 事業の理解【配点15点】				
本業務の趣旨及び目的を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。	5・4・3・2・1	3	15	
2 業務の実施手法【配点35点】				
【業務(1)①・②・③関係】 県内遠隔地における発電適地調査、設備導入・発電コスト調査について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
【業務(1)④関係】 「自前設置」・「他者設置」の比較検討・実現可能性評価について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
【業務(2)①・②関係】 大型蓄電池・燃料電池の概略仕様検討・設定、概略設備投資コストの調査・積算について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
【業務(2)③関係】 大型蓄電池・燃料電池の設備投資を含めた電力供給事業の採算性検証・実現可能性評価について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
【業務(3)①・②関係】 発電事業者等への調査に基づく電力調達コスト・設備投資コストの設定、県外需要家への調査に基づく電力供給価格の検討・設定について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
【業務(3)③・④関係】 工業団地で実施する電力供給事業の制度設計、電力供給事業の採算性・実現可能性評価について、適切な実施手法が示されているか。	5・4・3・2・1	2	10	
3 スケジュール・工程管理【配点10点】				
業務実施スケジュールが具体的に示され、それは無理のない妥当なものか。	5・4・3・2・1	2	10	
4 実施体制・実施能力・事業実績【配点20点】				
業務の実施体制が、適切に構築されているか。	5・4・3・2・1	2	10	
業務に関する専門的な知見・経験を有する者が配置されるなど、業務を適切に遂行できる能力があるか。	5・4・3・2・1	1	5	
過去に同種・類似業務の受託実績があるか。	5・4・3・2・1	1	5	
5 経費の妥当性【配点5点】				
業務の適切な実施に必要な経費が見積もられており、その積算根拠は妥当なものか。	5・4・3・2・1	1	5	
6 その他【配点5点】				
仕様書で定めた内容以外に、効果的な提案があるか。	5・4・3・2・1	1	5	

7「賃金水準の向上」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上		3		5	
	2.00%以上		4			
	3.00%以上		5			
8「女性の活躍推進」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
一般事業主行動 計画の策定・届出	従業員100人	女活法 ※2	各	最大 0.5	5	
	以下の企業	次世代法 ※2	0.25			
えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	最大 3		
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5			
		プラチナえるぼし	2			
	次世代法 ※3	くるみん	1.5			
		プラチナくるみん	2			
若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5				
秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1		
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
					100	/100点

- 2 -

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)